

給与の種類	支給条件		支給日	備考																																	
	支給対象者	支給率又は支給額																																			
特殊勤務手当	特別乗船手当	練習船に乗船し、漁業に関する調査、試験、観測若しくは水産教育の実習指導または遭難船救助の作業に従事した次の職員 (1) 船長およびこれと同等と認める者 (2) 機関長およびこれと同等と認める者 (3) 通信長、航海士、機関士およびこれと同等と認める者 (4) その他の職員	日額 350円 日額 250円 日額 180円 日額 160円		46.10.1から																																
	ボイラ取扱作業手当	ボイラ技士である職員が、ボイラ(小型ボイラを除く)の取扱いの作業に従事したとき。	1日について100円(勤務4時間未満60円)	翌月の給料支給日	46.10.1から																																
	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年で編成する学級の担任をする教育職員(管理職手当又は給料の調整額を支給される職員を除く) 〔小学校の単級〕 〔小学校の3以上の学級および中学校の単級〕 〔2箇学年の単級〕	授業又は指導に従事した日1日について 170円 130円 110円	同上		46.4.1から																															
手	6. 特地勤務手当等	山間地その他交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員 特地公署または準特地公署への異動に伴って住居を移転した職員には、特地勤務手当に準ずる手当が支給される。	6級 給料+扶養手当×25% 5級 同 上 ×20% 4級 同 上 ×16% 3級 同 上 ×12% 2級 同 上 ×8% 1級 同 上 ×4% (給料+扶養手当)×4% (異動の日から起算して5年に達した後は2%)	給料の支給日	45.5.1から																																
	7. へき地手当等	交通条件および自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校または中学校として人事委員会規則で指定するものに勤務する職員 へき地等学校への異動に伴って住居を移転した職員には、へき地手当に準ずる手当が支給される。	5級 給料+扶養手当×25% 4級 同 上 ×20% 3級 同 上 ×16% 2級 同 上 ×12% 1級 同 上 ×8% 準1級 同 上 ×4% (給料+扶養手当)×4% (異動の月から起算して5年に達した後は2%)	同上	45.5.1から																																
	8. 超過勤務手当休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員 ○午後10時から午前5時の勤務 ○上記以外の時間の勤務 ○休日の勤務	1時間の額 = (給料) × 12 × 1.5 = 52 × 44 1時間の額 { (給料) × 12 × 1.25 = 52 × 44		翌月の給料支給日																																
当	9. 宿日直手当	宿直または日直勤務等を命ぜられた職員 宿直または日直 土曜日の半日直	1回につき 620円 1回につき 310円	給料の支給日																																	
	10. 期末手当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 3月1日 6月1日 12月1日	(給料+扶養手当)×(期間率) 50 100 110 100 200 100	3月15日 6月15日 12月5日	46.5.1から改定																																
	11. 勤勉手当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 6月1日 12月1日	(給料)×(期間率) 期間率は給料および扶養手当の合計額に次の割合を乗じた額の範囲内で期間に応じそのつど定める。 60 100 60 100	6月15日 12月5日	45.5.1から改定																																
12. 寒冷地手当(基準額)	寒冷地の級地別に応じ、基準日に在職する職員ただし基準日付をもって退職したものについては支給しない。	(1) 基準額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">定率</th> <th colspan="3">額 分</th> </tr> <tr> <th>世帯主である職員</th> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>45</td> <td>26,800</td> <td>17,870</td> <td>8,930</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>35</td> <td>20,100</td> <td>13,400</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>25</td> <td>16,750</td> <td>11,170</td> <td>5,580</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>18</td> <td>11,390</td> <td>7,590</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>10</td> <td>6,700</td> <td>4,470</td> <td>2,230</td> </tr> </tbody> </table>	事項	定率	額 分			世帯主である職員	扶養親族あり	扶養親族なし	5級地	45	26,800	17,870	8,930	4級地	35	20,100	13,400	6,700	3級地	25	16,750	11,170	5,580	2級地	18	11,390	7,590	3,800	1級地	10	6,700	4,470	2,230	8月10日	
事項	定率	額 分																																			
		世帯主である職員	扶養親族あり	扶養親族なし																																	
5級地	45	26,800	17,870	8,930																																	
4級地	35	20,100	13,400	6,700																																	
3級地	25	16,750	11,170	5,580																																	
2級地	18	11,390	7,590	3,800																																	
1級地	10	6,700	4,470	2,230																																	